

令和6年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
(持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給体制構築支援事業)」交付規程

令和6年11月25日
持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給体制構築支援事業事務局

(通則)

第1条 民間企業等(以下「間接補助事業者」という。)に対する脱炭素成長型経済構造移行推進対策費(持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給体制構築支援事業)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、間接補助事業者が持続可能な航空燃料(SAF, Sustainable Aviation Fuel)(以下「SAF」という。)の製造・供給拡大に向け、大規模なSAFの製造設備(年産10万kL以上を想定)への投資に要する経費に対して、当該経費を助成する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3条 持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給体制構築支援事業事務局(以下「事務局」という。)は、間接補助事業者が行う持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給体制構築支援事業(以下「間接補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間は、別紙2 補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間に関する補足事項のとおりとする。
- 3 間接補助事業の期間が国の会計年度を超える交付決定の場合は、国の会計年度毎に補助金の額の上限を定める。

(交付の申請)

- 第4条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1の事項を記載した補助金交付申請書に事務局が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、事務局に提出しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 間接補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第11条第3項の規定に基づく第三者に委託する場合の届け出、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条第1項及び第4項の規定に基づく遂行状況報告、同条第3項の規定に基づく中間報告、第15条第1項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第20条第2項の規定に基づく取得財産等管理台帳の管理、同条第3項の規定に基づく取得財産等管理明細表の添付、同条第5項の規定に基づく担保権設定承認申請、第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第22条の規定に基づく事業者情報の変更または第24条第1項の規定に基づく事業継続状況等の報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 事務局は、第4条の規定により行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第11条第5項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条第1項の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第5項の規定において準用する場合を含む。）、同条第5項の規定に基づく承認、第21条第3項の規定に基づく承認または第22条の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムまたは電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に様式第3による取下げ届出書をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局または経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- （2）間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- （3）間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとするとき。
- （4）間接補助事業の実施場所を変更するとき。
- （5）間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとするとき。
- （6）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。

- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（契約等）

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、または委託してはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。
- 3 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第5に準じて届出書を作成し、事務局に提出しなければならない。
- 4 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 間接補助事業者は、第2項または第3項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難または不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から第6項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、または委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局または経済産業省に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、事務局または経済産業省は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留しまたは次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等、事業継続に係る審査（以下「臨時審査」という。）を受けなければならない。

3 間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。

4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第7による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

5 間接補助事業者が第1項及び第4項の様式第7による遂行状況報告書または第3項の中間報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

6 事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対

し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日または令和11年2月28日のいずれか早い日まで様式第8による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

2 事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 事務局は、第10条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令、本規程または法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 間接補助事業者が、別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (6) 第 14 条第 2 項による臨時審査または第 14 条第 3 項による中間審査によって間接補助事業の継続が認められなかった場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、第 1 項第 1 号から第 3 号または第 5 号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 20 条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条第 4 項に定める遂行状況報告書に様式第 12 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。また、第 15 条第 1 項に定める実績報告書を提出する際も同様とする。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額または鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額または見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。
- 5 間接補助事業者は、第 4 条第 1 項の規定に基づく交付の申請や第 10 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請に際して、間接補助事業における取得財産等に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、様式第 13 による承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。なお、取得財産等に対して根抵当権の設定を行うことは認められない。

(財産の処分の制限)

- 第 21 条 取得財産等のうち、施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 14 による補助金財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、令和 11 年 3 月 31 日以降、事務局を経済産業省と読み替えて準用する。

5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

（事業者情報の変更）

第22条 間接補助事業者は、事務局に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに様式第15による変更届出書を事務局に届け出るものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 間接補助事業者は、別紙1 暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（事業継続状況等報告）

第24条 間接補助事業者は、間接補助事業の終了した日の属する間接補助事業者の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の毎会計年度終了後90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について様式第16による事業継続状況報告書を事務局または経済産業省に報告しなければならない。

2 経済産業省は、報告期間終了後も、間接補助事業者に対し、間接補助事業に係る事業継続状況に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

3 第1項の規定は、令和11年3月31日以降、事務局を経済産業省と読み替えて準用する。

（その他）

第25条 事務局は、本規程に定めるもののほか、間接補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

2 事務局は、間接補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、令和6年11月29日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

補助要件、補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間に関する補足事項

1. 補助要件について

I 補助要件等

SAF の分野別投資戦略（令和 5 年 1 2 月 2 2 日）に基づく設備投資等を行う事業を対象とする。具体的には、SAF の一貫製造プロセスの確立及び規格（ASTM D 7 5 6 6 等）の認証取得が認められるものであって、SAF の製造を行うための設備導入、既存設備の改造又は移設を実施する事業であること。

① 補助対象要件

下表に定める製造技術、生産能力、初期投資額、温室効果ガス削減を満たすこと。

項目	要件	
製造技術	HEFA	HEFA 技術（Hydroprocessed Esters and Fatty Acids）の一貫製造プロセスの確立及び SAF の規格（ASTM D 7 5 6 6 等）の認証取得が認められるもの
	AtJ	将来的に製造規模拡大が見込める AtJ 技術（Alcohol to Jet）の一貫製造プロセスの確立及び SAF の規格（ASTM D 7 5 6 6 等）の認証取得が認められるもの
生産能力	年間 1 0 万 kL 以上	
初期投資額	5 0 0 億円以上	
温室効果ガス削減	i) ニート SAF のジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減率は 1 0 % 以上とすること。 ii) i) で規定される値に、ニート SAF のジェット燃料油に対する混合割合上限の値を乗じて算出される温室効果ガス排出削減率は 5 % 以上とすること。	

② 補助対象費用

上記①の要件を満たす SAF の製造を行う事業所（複数の事業所一体で取り組む場合にあっては、当該複数の事業所）で、補助対象事業を行うために必要とされる設計費、建物等取得費、設備費及びシステム整備費とする。

③ 投資計画の公表

当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、交付決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。

④ 投資計画の内容

経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後 5 年間以上、当該製品の生産を継続すること。

II 事業者の範囲

以下の要件をいずれも満たす事業者に限る。

- G X リーグに加入するなど、以下（i）及び（ii）の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2 0 2 2 年度 CO₂ 排出量が 2 0 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。
- （i）国内における Scope 1（事業者自ら排出）・Scope 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2 0 2 5 年度（単年度及び 2 0 2 5 年度までの複数年間）・2 0 3 0 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者

検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

●日本国内において登記された法人であり、国内において本事業に密接に関連する事業実施場所を有している、又は、事業を営んでいること。

●本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

●本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

●経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。

●単独又は複数の大企業、中小企業等であること。

●中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（注1）、事業協同組合、農業法人及び大学（注2）をいう。ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は、間接に100%の株式を保有される中小企業者

②確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

③みなし大企業（注3）に該当する中小企業者

< 中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業） >

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

（注1）特定非営利活動法人は、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 法人税法上で課税対象となる収益事業を実施し、補助対象事業は当収益事業の範囲内であること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。

（注2）本事業の大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

（注3）

- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数、又は、出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人

- ・ 役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員、又は、職員が兼ねている法人

Ⅲ 不支給要件

以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと。

不支給要件
1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると事務局が認める場合。 イ 偽りその他不正の手段によって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに適正化法施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。 ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。 ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。 ニ 事業主、又は事業主が法人であり、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（ヘに掲げる場合を除く。）。 ヘ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。 リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。 ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。 2 次のいずれかに該当する事業者 イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所 ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所 ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所 ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所 ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所 ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所 ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所 チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

2. 補助対象経費の区分、補助率及び間接補助事業実施期間について

対象経費の区分、補助率、並びに間接補助事業実施期間は下表のとおりとする。

対象経費の 区分※1※2※3	設計費	間接補助事業の実施に必要な機械装置、建物、建築材料等の設計費、システム設計費等
	建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物（例：燃料・原料の貯蔵用建物など）の新設、建て替え、リフォームなどに係る費用
	設備費	①間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 ②上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費等
	システム整備費	・間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費 ・間接補助事業で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要なソフトウェアを指す
補助率※4	HEFA	1／3 以内
	AtJ	1／2 以内
間接補助事業 実施期間	交付決定日から最長で令和11年2月28日まで	

※1 補助対象経費は、当該間接補助事業を遂行するために真に必要なかつ適切な経費とし、以下の点に留意すること。

- ・既存石油精製プラントに設置されている機械装置を転用することがSAF製造プラント建設費用の最少化に繋がる等、真に必要な場合に限り、設備費に含めることができる。単に既存設備を撤去する場合における移設費用は認めないこととする。
- ・個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。
- ・コミッショニングに係る費用は設備費として計上することができるが、コミッショニング過程に生産された製品によって売却益が生じた場合には、補助経費全体から売却益を差し引いた額を補助対象とする。
- ・間接補助事業の実施可能性調査に係る費用は設計費として計上できないが、当該調査で決定された事業計画に基づく基本設計費用は設計費として計上することができる。
- ・工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、設備費に含める。
- ・総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- ・対象経費の精査が必要となるため、内容、金額の詳細を示すこと。特に附帯設備については、補助対象経費の区分が不明瞭となるため留意すること。
- ・当該間接補助事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分するものとする。

※2 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となる。

- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（交付申請を行う上で必要となる基本設計費用等も含む。）（例外の場合については、「3. 事前着手の届出・受理の結果通知について」で後述します。）
- ・申請事業者及び共同申請者の人件費（設計費及び設備費に関連する労務費を除く。）
- ・当該間接補助事業を伴わない場合においても必要な設備更新（通常の設備更新）経費
- ・申請事業者及び共同申請者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を申請事業者及び共同申請者に移転した場合も含む。）
- ・既存建物、設備機械装置の撤去費
- ・間接補助事業の実施に必要な機械装置、建物、ソフトウェアの維持・修繕費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費

- ・商品券等の金券
 - ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
 - ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
（ただし、リース会社と共同申請した場合に、リース会社が資産として購入した設備機械装置等の費用は除く。）
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタなど）の購入費
 - ・価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ※3 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となる。
- ※4 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がある。

3. 事前着手の届出・受理の結果通知について

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなす）、支出等はできない。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出される。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となることが原則となる。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、以下の（１）、（２）に基づき事前着手届出を行い、（４）の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」（※）以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がある。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・３者見積など）が行われていない場合は補助対象経費とならない。詳しくは、別紙「補助金ルールの基礎説明について」（公募要領P. 16）を確認すること。

※令和6年11月29日以降の日付となる。令和6年11月29日より前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象とならない。なお、事前着手の届出や受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではない。

（１）事前着手届出の受付期間

令和6年11月29日（金）～令和6年12月27日（金）正午まで

（２）届出方法・提出先

事前局ウェブサイトから申請様式をダウンロードし、作成した申請書類を受け付け期間中に電子メール safshinsei@jcoal.or.jp へ送信して、申請を実施・完了すること。その際メールの件名（題名）を必ず「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）事前着手届出申請書」とすること。なお、電子メールでは、10MB を超える容量のファイルを受領できないため、10MB を超過することがないようにすること。

事務局 URL : <https://www.jcoal.or.jp/tender/>

（注）受付期間以降の届出は受け付けない。

（３）事前着手の受理の通知等

事前着手は、事務局が当該届出の内容から交付決定前に着手する緊急性・必要性があると判断した場合、受理する。事前着手の受理後、事務局から結果を速やかに通知する。

事前着手が受理された場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできない。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となる。

事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となる。

(様式第 1)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
(持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局) 補助金交付申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局) 補助金交付規程（番号。以下「交付規程」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局) 交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 間接補助事業の目的及び内容
2. 間接補助事業の製造技術の区分
3. 間接補助事業の開始及び完了予定日
4. 間接補助事業に要する経費 円
5. 補助対象経費 円
6. 補助金交付申請額 円
7. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
8. 同上の金額の算出基礎

(注 1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 間接補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 間接補助事業の効果
5. 間接補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

6. 申請者の役員等名簿

7. 実施体制図

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				会社名	役職名
		和暦	年	月	日		
ﾀﾞｯ ﾀﾝｼﾞﾛｳ	脱 炭次郎	S	30	03	04	脱炭素株式会社	代表取締役社長
ﾀﾞｯ ﾓﾄｺ	脱 素子	S	40	01	01	脱炭素株式会社	専務取締役
ﾀﾞｯ ﾙｲﾁ	脱 成一	S	45	12	24	脱炭素株式会社	常務取締役
ﾀﾞｯ ﾁｳｲﾁ	脱 長一	S	50	6	6	脱炭素株式会社	監査役

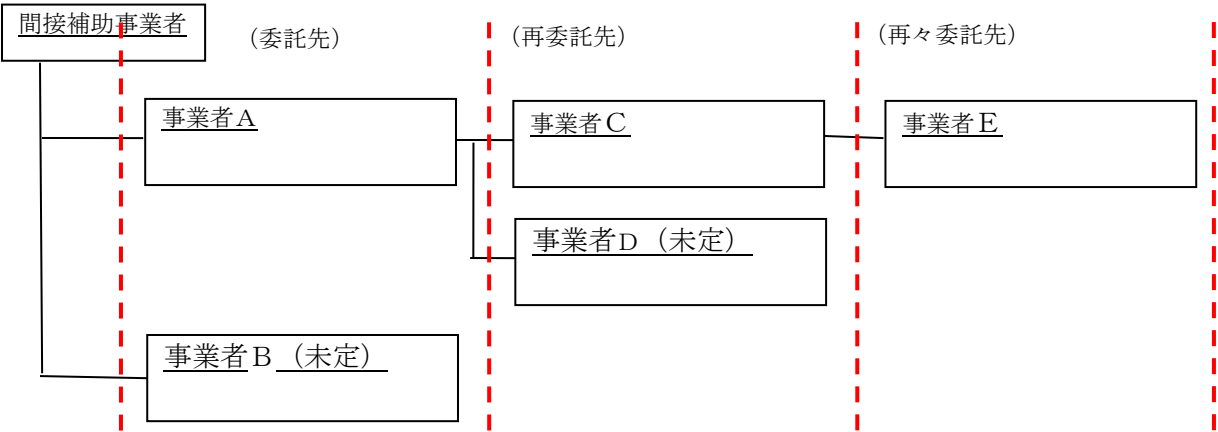
（注）
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

別添 2

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み 1 0 0 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（間接補助事業者名を記載）	間接補助事業者	東京都〇〇区・・・	【交付申請額】 円（税抜きまたは税込み） 【うち事務局経費】 円（税抜きまたは税込み） ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者 A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で契約金額を表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者 B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者 C	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃	有
事業者 D 未定（再委託先）	再委託先（事業者 A の委託先）	〃	〃	〃	有
事業者 E（再々委託先）	再々委託先（事業者 C の委託先）	〃	〃	〃	有



委託・外注費率（「委託・外注費の契約金額（注 1， 2）の総額」÷「事務局業務（経費）（注 2）」× 1 0 0 により算出した率。）

%

・委託・外注費の契約金額（注 1， 2）の総額： 円
※委託・外注費の契約金額の総額は、税込み 1 0 0 万円未満の取引も算入した数字。

（注 1）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ. 経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、「Ⅲ 委託・外注費」に計上される総額経費
※「Ⅱ 事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

（注２）交付申請額、委託・外注費の契約金額は、「５．補助金交付申請額」及び「６．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」における金額に合わせること。（税込み１００万円未満の取引も算入する。）

（注３）本実施体制図に記載された情報は原則公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

（注４）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、入札に準じた形で３者見積を取得することが原則となる。３者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となる。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められない。）見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要である。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み１００万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。
- ・本事業における委託・外注費率

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局長 名

令和 年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）」補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）補助金については、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

間接補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. （間接補助事業者名）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程

(以下「交付規程」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還または第19条第1項の規定による加算金を納付すること。
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則を受けること。
- (3) 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. (間接補助事業者名)は、間接補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 間接補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に間接補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. (間接補助事業者名)は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

9. (間接補助事業者名)は、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、間接補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により事務局または経済産業省に報告し、その指示に従わなければなりません。

(別添様式)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）補助金における海外付加価値税還付
報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業）補助金における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付規程第16条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第3)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付申請取下げ届出
書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援
事業事務局）補助金交付規程第4条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付けにて下記
のとおり行った交付申請につきまして、下記の理由により取下げをします。

記

1. 補助対象製品

2. 取下げを必要とする理由

以上

(様式第 4)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金計画変更（等）承認
申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援
事業事務局）補助金交付規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり
申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

（注）中止または廃止にあっては、中止または廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請する
こと。

(様式第 5)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金第三者委託届出書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第 11 条第 3 項の規定に基づき、第三者への委託について下記のとおり届け出ます。

記

1. 委託先事業者名

フリガナ								
名称（会社名）								
郵便番号	0	0	0	－	0	0	0	0
フリガナ								
住所								
フリガナ					役職			
代表者氏名								
電話番号					FAX 番号			

2. 委託する業務範囲・内容

（注）別紙として下記書類を添付すること。

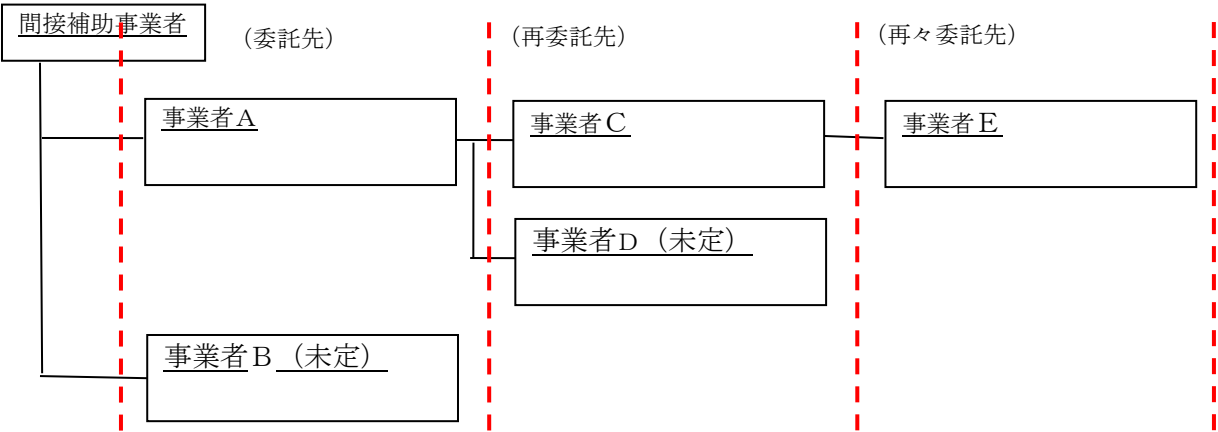
- ・ 第三者への委託を必要とする理由
- ・ 委託先の選定理由
- ・ 委託先事業者の概要が分かるもの（パンフレット、ホームページ等）

別添

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（間接補助事業者名を記載）	間接補助事業者	東京都〇〇区・・・	【交付申請額】 円（税抜きまたは税込み） 【うち事務局経費】 円（税抜きまたは税込み） ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で契約金額を表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者D 未定（再委託先）	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃	有



委託・外注費率（「委託・外注費の契約金額（注1，2）の総額」÷「事務局業務（経費）（注2）」×100により算出した率。）

	%
--	---

・委託・外注費の契約金額（注1，2）の総額： 円
※委託・外注費の契約金額の総額は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

（注1）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、「Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費
※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

（注２）交付申請額、委託・外注費の契約金額は、「５．補助金交付申請額」及び「６．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」における金額に合わせること。（税込み１００万円未満の取引も算入する。）

（注３）本実施体制図に記載された情報は原則公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

（注４）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、入札に準じた形で３者見積を取得することが原則となる。３者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となる。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められない。）見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要である。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み１００万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。
- ・本事業における委託・外注費率

(様式第 6)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金事故報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第 13 条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 7)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金遂行状況報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第 8)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
(持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局) 補助金実績報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業
(1) 間接補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 間接補助事業の効果

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

区 分	間 接 補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注 1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第 20 条第 3 項の規定に基づき、様式第 12 による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注 2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

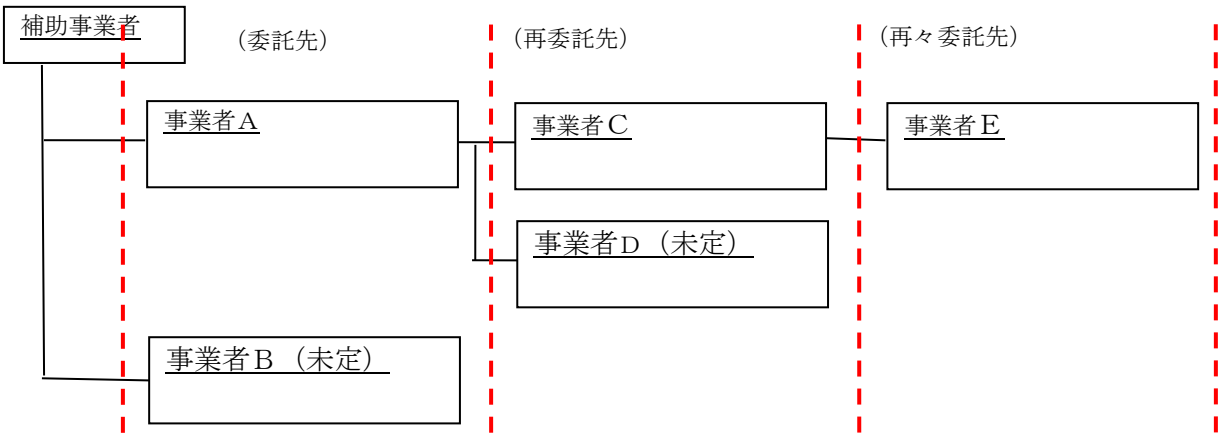
(注4) 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

(別添)

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（間接補助事業者名を記載）	間接補助事業者	東京都〇〇区・・・	【補助金充当額】 円（税抜きまたは税込み） 【うち事務局経費】 円（税抜きまたは税込み） ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃	有



委託・外注費率（「委託・外注費（注１，２）の実績額の総額」÷「事務局業務（経費）の実績額（注２）×１００により算出した率。）

	%
--	---

・委託・外注費（注１，２）の実績額の総額： 円

※委託・外注費の実績額の総額の実績額は、税込み１００万円未満の取引も算入した数字。

（注１）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「Ⅰ.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、「Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

（注２）本実施体制図に記載された情報は原則公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

（注３）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、入札に準じた形で３者見積を取得することが原則となる。３者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となる。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められない。）見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要である。

【実施体制図に記載すべき事項】

・間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み１００万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲

・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

・本事業における委託・外注費率

(様式第9)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金精算（概算）払請求書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
送金口座 金融機関名（コード）
支店名（コード）
預金の種別
口座番号
預金の名義（漢字）
預金の名義（カナ）

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

別紙

概算払請求内訳書

(間接補助事業者名：)

(単位：円、小数点以下切り捨て)

経費区分	予算額（交付決定額または変更申請額）				概算払額		請求額内訳
	(A) 事業に要する経費 (税込み)	(B) 補助対象経費 (税抜き)	(C) 補助金交付申請額 (税抜き) ((B) × 補助率 以内)	(E) 積算基礎 ((A) の内訳 (機械装置名、 単価×数量等))	今回請求額 (税抜き)	残額 (税抜き)	
			(D) 補助率 /				
建物等取得費							
設備費							
システム購入費							
合計							

※ 代表に該当する代表申請以外の事業者の場合は、自社分に相当する予算額の範囲で記入すること。

(様式第 10)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第 16 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. － 2. ） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 1 1)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格または効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格または効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 13)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
(持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局) 補助金に係る担保権設定承認
申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付規程第 20 条第 5 項の規定に基づき、下記のと
おり申請します。

記

1. 取得財産等の品目、取得 (予定) 日及び取得 (予定) 価格

(1) 品目 (財産名) : ○○○○
(2) 取得 (予定) 年月日 : 年 月 日
(3) 取得 (予定) 価格 :

2. 担保権の設定予定

(1) 担保権設定日 : 年 月 日
(2) 担保の種類 :
(3) 担保権者 :
(4) 被担保債権
① 債権者 :
② 債務者 :
③ 契約締結日 : 年 月 日
④ 貸付実行日 : 年 月 日
⑤ 債権額 : 円
⑥ 資金使途 :

3. 補助事業の遂行のために担保権の設定が必要となる理由等

(様式第 1 4)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
(持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局) 補助金財産処分承認申請書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付規程第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名または名称、使用の目的等)

2. 処分理由

(注) 令和 1 1 年 3 月 3 1 日以降は、持続可能な航空燃料 (SAF) の製造・供給体制構築支援事業事務局宛て
から、経済産業大臣宛てに読み替えて、準用する。

(様式第 15)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制
構築支援事業事務局）補助金事業者情報変更届出書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援
事業事務局）補助金交付規程第 22 条の規定に基づき、下記のとおり変更に係る事項を届け出ます。

(代表事業者)

フリガナ										
名称（会社名）										
郵便番号	0	0	0	－	0	0	0	0		
フリガナ										
住所										
フリガナ						役 職				
代表者氏名										
電話番号						F A X 番号				
備考	届出書作成 担当者： 連絡先（電話）： 連絡先（メール）： 変更内容： 反映希望日：									

(共同事業者)

フリガナ										
名称（会社名）										
郵便番号	0	0	0	－	0	0	0	0		
フリガナ										
住所										
フリガナ						役 職				
代表者氏名										
電話番号						F A X 番号				

備 考	届出書作成 担当者： 連絡先（電話）： 連絡先（メール）： 変更内容： 反映希望日：
-----	---

（共同事業者）

フリガナ										
名称（会社名）										
郵便番号	0	0	0	－	0	0	0	0		
フリガナ										
住 所										
フリガナ						役 職				
代表者氏名										
電話番号						F A X 番号				
備 考	届出書作成 担当者： 連絡先（電話）： 連絡先（メール）： 変更内容： 反映希望日：									

（共同事業者）

フリガナ										
名称（会社名）										
郵便番号	0	0	0	－	0	0	0	0		
フリガナ										
住 所										
フリガナ						役 職				
代表者氏名										
電話番号						F A X 番号				
備 考	届出書作成 担当者： 連絡先（電話）： 連絡先（メール）： 変更内容： 反映希望日：									

※変更がある箇所及び備考のみ記載をすること。

(様式第 16)

番 号
年 月 日

持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局 宛て

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金事業継続状況報告書

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費（持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局）補助金交付規程第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

（注）令和 11 年 3 月 31 日以降は、持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業事務局宛て
から、経済産業大臣宛てに読み替えて、準用する。